

役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人淡鳳会（以下「法人」という。）定款第6条第3項及び第9条及び第23条にもとづき、評議員選任・解任委員の報酬及び評議員の報酬及び役員等の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この規程は、淡鳳会の評議員選任・解任委員、評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、法人と雇用契約があり、かつ常時勤務する者は除く。

(支給)

第三条 法人の役員等に就任した者が、理事長の指示した法人の用務を遂行したときは、この規程で定めた報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第四条 役員等の報酬の額は、1回 10,000円とする。

2 理事長の報酬の額は、月額 200,000円とする。

附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
この規程は、平成16年12月8日から施行（平成16年12月1日から適用）する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年6月1日から施行する。
この規程は、平成23年3月18日から施行する。
この規程は、平成29年1月13日から施行する。
この規程は、平成29年6月23日から施行する。